

事後評価調書

I 事業概要					
事業名	交通安全対策事業（歩道及び自転車歩行者道設置事業）				
地区名	一般国道 247 号				
事業箇所	にしおしいつしきちょうかいしょう 西尾市一色町開正地内				
事業のあらまし	<p>本路線は、名古屋市熱田区と豊橋市を結ぶ主要幹線道路である。</p> <p>当該区間は、前後には歩道があるものの歩道がない中抜けとなっており、歩行者が危険な状態となっていた。</p> <p>以上を踏まえ、歩行者等の安全性の確保を目的として、歩道設置を実施したものである。</p>				
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <p>① 歩行者等の安全性の確保</p> <p>【副次目標】（事前評価時に設定した場合、記載する）</p> <p>—</p>				
事業費	事業費	内訳			
	0.17 億円	■工事費 0.14 億円、■用補費 0.01 億円、■その他 0.02 億円			
事業期間	採択年度	平成 25 年度	着工年度	平成 25 年度	完成年度 平成 25 年度
事業内容	・歩道設置 延長 L=0.01 km、幅員 W=12.0m				
II 評価					
①事業目標の達成状況	1) 主要目標の達成状況	<p>【達成状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 歩行者と自動車の通行が分離され、歩行者が安全に通行できるようになり危険な交通環境が改善された。 事業実施後から平成 28 年度までにおいて、歩行者に係る交通死傷事故は発生していない。 <p>【達成状況に対する評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本事業の実施により、歩行者等の安全性の確保が図られ、事業目標は十分に達成している。 			
	2) 副次目標の達成状況	<p>【達成状況】</p> <p>—</p> <p>【達成状況に対する評価】</p> <p>—</p>			
III 対応方針					
今後の事後評価の必要性	・事業目標に対して目的を達成しており、今後の事後評価の必要性はない。				
改善措置の必要性	・事業目標に対する効果が十分に発現されており、新たな課題も見られないため、改善措置の必要性はない。				
同種事業に反映すべき事項	・標準的な事業計画、事業プロセス、工法で施工されているため、同種事業に反映すべき事項は特にない。				